

小郡市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日に特定事業として選定した「小郡市立学校給食センター整備運営事業」（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザル方式により本事業の優先交渉権者を決定したため、以下のとおり公表いたします。なお、検討委員会における審査講評は、5 月下旬に公表する予定です。

令和 6 年 5 月 9 日

小郡市長 加地 良光

第 1 事業の概要

1 事業名

小郡市立学校給食センター整備運営事業

2 事業場所

福岡県小郡市大保 1476 番地・1474 番地

3 事業の目的

小郡市（以下「市」という。）では、食育推進のため、平成 18 年度味坂小学校をかわきりに、小学校自校式給食室の運営を進めてきた。令和 2 年度 4 月に市内全小学校において、自校式給食室からの給食提供が可能となり、小学校については、「安全・安心でおいしい学校給食」を安定的に運営していくことが可能となった。一方、市内にある 5 つの中学校は、現施設が一括して実施しているが、昭和 46 年に開設され、築 50 年が経過していることから施設の老朽化が進んでいる。また、建設後の平成 21 年に施行された学校給食衛生管理基準では法律上明確に位置付けられ、衛生管理の徹底が求められている。しかし、現施設では、建物自体が狭小で、施設の改修は困難であり、要求事項を満たすためには、新たに給食センターを建設する必要がある。このような背景を踏まえ、本事業は、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できる PFI 手法を導入することで、市の財政負担の縮減が働き、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 23 年 8 月 31 日までとする。

※ただし、本施設の供用開始日は令和 8 年 9 月 1 日を予定している。

5 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移転し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運營業務を実施する BTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

第 2 資格審査の結果

参加資格審査書類について、3 グループから提出があり、いずれのグループについても参加者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認した。

第 3 提案審査の結果

資格審査を通過した 3 グループから提案書類の提出を受け、基礎審査の後、総合審査を実施した。その結果、総合審査の最高得点は、100 点満点中 72.02 点となった。

第 4 優先交渉権者の選定

審査基準に基づき、提案審査（基礎審査及び総合審査）を行い、市はその結果を踏まえ、ハーベストネクスト株式会社を代表企業とするグループを優先交渉権者として選定した。

1 優先交渉権者のグループ組成

代表企業：ハーベストネクスト株式会社

構成企業：九州建設株式会社、徳倉建設株式会社、総合システム管理株式会社、株式会社中西製作所

第 5 提案価格

4,160,988,294 円（税込）

第 6 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和 6 年 9 月
事業期間	基本契約締結日～令和 23 年 8 月 31 日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和 8 年 7 月
施設の引き渡し	令和 8 年 7 月
開業準備期間	令和 8 年 8 月
供用開始日	令和 8 年 9 月